

## 石綿障害予防規則等の一部改正について

平成20年12月  
厚生労働省

### 1 趣旨

石綿については、これまでに多くが建材として使用されており、今後これらの建材が使用された建築物等の解体等が増加することが考えられることから、建築物等の解体等の作業に対応した対策の充実を図るため、平成17年に単独の法令として、新たに石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）が制定されたところである。

石綿ばく露防止対策については、引き続き、作業の実態、科学的知見の集積状況等を踏まえ対策の充実を図っていく必要があることから、平成20年9月に取りまとめられた「建築物の解体等における石綿ばく露防止対策等検討会報告書」を踏まえ、建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の充実のため、今般、石綿則等について必要な改正を行うものである。

### 2 改正の内容

#### (1) 石綿障害予防規則の一部改正

##### ア 事前調査の結果の掲示の義務付け（石綿則第3条関係）

石綿則第3条に基づき行われた石綿等の使用の有無に関する事前調査の結果について、労働者が見やすい箇所に掲示しなければならないこととする。なお、掲示しなければならない事項は、調査を終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要とする。

##### イ 隔離の措置を講ずべき作業の拡大（石綿則第6条、第7条関係）

石綿則第6条に基づき作業場所を隔離しなければならない作業に、石綿則第5条第1項第1号に規定する石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去の作業であって、石綿則第13条第1項第1号の石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業が伴うものを追加する。

##### ウ 隔離の措置と併せて講ずべき措置の追加（石綿則第6条関係）

石綿則第6条において、隔離の措置の他に講ずべき措置として、作業場所の排気を集じん・排気装置を使用すること、作業場所を負圧に保つこと、作業場所の出入口に前室を設置することを義務付けることとする。ただし、これらと同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでないものとする。

##### エ 隔離の措置の解除に当たり講ずべき措置の追加（石綿則第6条関係）

石綿則第6条に基づき隔離の措置を行ったときは、あらかじめ、石綿等の粉じんの飛散を抑制するため、隔離した作業場所内の石綿等の粉じんを処理するとともに、吹き付けられた石綿等又は張り付けられた石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等を除去した部分を湿潤化した後でなければ、隔離を解いてはならないこととする。

##### オ 吹き付けられた石綿等の除去の作業における電動ファン付き呼吸用保護具等の使

用の義務付け（石綿則第 14 条関係）

隔離の措置を講じた作業場所における、吹き付けられた石綿等の除去の作業に労働者を従事させる場合に使用する呼吸用保護具を、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスクに限ることとする。

カ 鋼製の船舶の解体等の作業において講ずべき措置の追加（石綿則第 3 条、第 4 条、第 8 条、第 9 条、第 13 条、第 14 条及び第 27 条関係）

船舶の解体等の作業の規模、作業形態、実態等にかんがみ、建築物又は工作物に係る措置の一部について、その対象に船舶を追加する。ただし、規制の対象となる船舶は、鋼製の船舶に限るものとする。

なお、今後、国際動向等を考慮しつつ作業実態の把握に努め、詳細な規定の適用について検討する必要があることから、本改正においては、建築物等の解体等の業務に係る基本的な措置である、事前調査（第 3 条）、作業計画（第 4 条）、石綿等の使用の状況の通知（第 8 条）、建築物の解体工事等の条件（第 9 条）、石綿等の切断等の作業に係る措置（第 13 条）、呼吸用保護具の使用（第 14 条）及び特別の教育（第 27 条）の規定を、船舶の解体等の作業に適用することとする。

(2) 石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程（平成 17 年厚生労働省告示第 132 号）の一部改正

ア 教育を行うべき範囲に次を追加する。

① 石綿の有害性の科目について、その範囲に「喫煙の影響」を追加する。

② 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置の科目について、その範囲に「船舶（鋼製の船舶に限る。）の解体等の作業の方法」を追加する。

イ 教育を行うべき最低限の時間について、次のとおり拡大する。

保護具の使用方法の科目について、最低限行うべき時間を 1 時間（現行 0.5 時間）とする。

3 施行期日

平成 21 年 4 月 1 日（2 の (1) のカ及び同 (2) のアの②については平成 21 年 7 月 1 日）